

豊田都市計画事業地内における土地建物等の有償譲渡の制限について

- 1 都市計画事業の種類及び名称
豊田都市計画道路事業 3・2・20号豊田刈谷線
- 2 施行者の名称
豊田市
- 3 事業者の所在地
豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所 建設部 街路課
- 4 事業地の所在
豊田市本田町三光、金池、北ノ脇、神明戸、洞ノ脇及び池下並びに西岡町西山、前田及び長土井地内
- 5 事業地内における制限
 - (1) 事業地内における土地建物等（土地又は土地及びこれに定着する建築物その他の工作物）を施行者以外の者に有償で譲り渡す場合は、次の制限があります。
 - ア 事業地内の土地建物等の施行者以外の者に譲り渡そうとする場合は、譲り渡そうとする土地建物等、譲り渡そうとする相手方、譲り渡そうとする土地建物等の予定対価の額（予定対価が金銭以外の物であるときは、この時価を基準にして、金銭を見積もった額）などを施行者に書面で届け出る必要があります。
 - イ 届け出から30日以内に施行者が買い取るべき旨を通知したときには、施行者と届出者との間で届出の予定対価で買取が成立したものとなります。
 - ウ 届け出から30日以内（施行者が届出の土地建物等を買取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）は、届出にかかわる土地建物等を施行者以外の者に譲り渡すことはできません。
 - (2) 事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物の新築、改築、増築その他工作物の建設等を行う場合は、市長の許可が必要です。